

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、2026年度の診療報酬改定に伴う【電子的診療情報連携体制整備加算】について、以下の施設基準を満たした医療機関として届出を行っています。

【施設基準】

- ①オンライン請求を行っています
- ②診療報酬明細書を無償で交付しています
- ③オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ④医師がオンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室において、閲覧又は活用できる体制を有しています
- ⑤オンライン資格確認に係る十分な実績を有しています
- ⑥明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報を取得し、活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所に掲示、ホームページに掲載しています
- ⑦マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制を有しています
- ⑧厚生労働省「医療情報システム安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制
- ⑨専任の医療情報システム安全管理責任者を配置し、職員を対象とし定期的に情報セキュリティに関する研修を行っています
- ⑩非常時に備えたシステムのバックアップを複数の方法で確保し、その一部はネットワークから切り離れたオフラインで保管しています
- ⑪非常時を想定した業務継続計画(BCP)を策定し、定期的に訓練、実演を実施しその結果の改善に向けた対応を行っています

当院では医療DXの推進に伴い【電子的診療情報連携体制整備加算1】を入院初日に（160点）を算定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。